

1. 件名：三菱原子燃料（株）の令和3年度定期事業者検査報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和4年1月25日（火） 10時00分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

三菱原子燃料（株）

安全・品質保証部 安全法務課長 他3名

5. 要旨

○三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）から、令和3年度定期事業者検査の開始時における報告書について、資料に基づき説明があった。

- ・令和3年度の加工施設の定期事業者検査は令和4年2月1日から令和4年3月31日までの予定で実施する。
- ・今年度の定期事業者検査の対象設備は、使用前検査等の適合性確認完了まで設備停止中のため、これ以外の加工施設の維持管理のために使用する設備を対象とする。
- ・昨年度からの変更点として、技術基準の対応整理を踏まえ、該当する加工施設の技術基準に該当するものがなく設工認申請対象でないもの及び保全計画において適切な頻度で点検するものについては定期事業者検査の項目からはずし、今後は定期事業者検査として実施しないこととした。
- ・4. 検査の実績又は予定の概要は別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおりだが、検査項目については、昨年同様、検査実施不可能な項目（新規制基準適合工事の実施、設備の操業状況から不可能な項目）を除いたものとした。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・添付書類1. 定期事業者検査の計画の「定期事業者検査に係る工程」について、設備停止中であっても定期事業者検査は実施できるので、別添1の「検査計画・実績一覧表」で「－」とある実施項目は「○」であるべき。定期事業者検査が実施不可であるのなら、その理由を個別に説明すること。
- ・「当該定期事業者検査期間中に実施する工事」について、新規制基準対応の工事はほぼ終了していると認識している。状況がわかるように記載すること。なお、未だに定期事業者検査の工程に直接影響を及ぼす工事があるのであればその概要も記載を行うこと。
- ・今年度以降、定期事業者検査から除外する設備については、判断理由を詳しく説明すること。
- ・「前回の定期事業者検査からの変更点」において排風機の自動切替機構の作動検査に係る定期事業者検査を今回から実施しないとあるが、排風機は設工認対象設備であ

り、定期事業者検査を実施すべき設備であり、自動切替機構の作動試験を実施しなくても良い理由を明記すること（昨年度追加した項目）。また、ボート滞留防止機構のインターロック作動試験も同様。

- ・ 第一種管理区域の負圧確認について日常監視を実施しているから定期事業者検査を行わないとあるが、日常監視では日々の負圧状況を監視しているものであり、定期事業者検査を行わなくても対象設備が一定期間において技術基準に適合している状態を維持していると考えられる根拠を示すこと。
- ・ 液体廃棄設備の廃液貯槽漏えい検査について12ヶ月ごとに点検を実施することから定期事業者検査を実施しないとあるが、別添2の表1「施設管理実施計画」では全ての設備が12ヶ月ごとに点検を実施することになっている。当該設備のみを12ヶ月ごとに点検することを理由に定期事業者検査から除外して問題ないことを説明すること。
- ・ 高性能フィルタについて、交換時期を個別に記載し適切に管理がなされていることを明らかにする必要がある。また、交換されるまでの間、捕集効率が維持できていることをどう確認するのかについても説明すること。
- ・ 別添2の表1「施設管理実施計画」については、定期事業者検査に係る点検及び試験項目を記載し、「保全形式又は頻度」欄が全て12Mと記されているが、「施設管理実施計画」は定期事業者検査の対象設備以外の保全を考えたとき、例えば4年に1回、10年に1回の間隔で検査を行うものが特定でき、かつ、いつ点検を実施し次回はいつになるのかが分かるように記載を行うこと。また、定期事業者検査の対象設備以外の保全対象設備も記載すること。
- ・ 定期事業者検査は加工施設が技術基準に適合していることを確認するものであることから、「施設管理実施計画」の検査項目が技術基準のどの条項に該当するものかについて説明すること。
- ・ 添付書類3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項 イ) 施設管理実施計画の始期及び期間の記載が定期事業者検査の実施期間となっているが、施設管理実施計画は次回定期事業者検査までの間を網羅するものであることから期間の記載を見直すこと。
- ・ 以上の指摘事項を検討の上で、適宜令和3年度定期事業者検査報告（開始時）の記載を見直し改めて提出し、面談を実施すること。

○事業者から規制庁の指摘を踏まえ、本報告書を見直し、再度面談を実施する旨を了解したとの回答があった。

6. その他

資料：令和3年度定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以上